

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅶ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制のさらなる充実を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2:児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課、家庭福祉課虐待防止対策推進室、母子保健課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 柴田 拓己 子ども家庭局母子保健課 小林 秀幸</p>
--------------------------	---	-------------------	---	---------------	---

<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②児童福祉法において家庭養育優先の理念が定められていることから、里親委託等を推進していくこと ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p>
--------------	--

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づいた確・迅速な対応が必要となっている。</p>
	<p>2</p>	<p>児童虐待による死亡事例において0歳児の死亡事例が多いこと等から、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であるとともに、早期発見・早期対応には、新生児訪問時等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要である。</p>
	<p>3</p>	<p>保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、できる限り良好な家庭的環境において養育されることが望ましく、里親等への委託や施設の小規模・地域分散化を一層推進する必要がある。</p>
	<p>4</p>	<p>配偶者からの暴力(DV)が深刻な社会問題になっている状況にあり、被害者のための相談・保護・支援体制を整備することが課題となっている。</p>

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること。</p>	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、2022年度までの児童相談所の専門職の増員等の目標を盛り込んでいるため。また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)においても、児童相談所への専門職の配置や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化施策を盛り込んでいるため。</p>
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること。</p>	<p>子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。また、女性健康支援センターは、保健師等による予期せぬ妊娠についての悩みや、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導等を行っている。これらに加え、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業の活用によって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。</p>
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>里親・ファミリーホームへの委託を推進すること。 施設の小規模かつ地域分散化を推進すること。</p>	<p>平成28年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念を明確にするため規定された児童福祉法第3条の2において、以下のように規定されているため。 ・国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。 ・家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。 ・児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること。</p>	<p>DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(H27.12)において「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれているため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	平成29年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①	児童福祉司数(アウトプット)	3,240人	平成29年度	5,260人	令和4(2022)年度	前年度(3,030人)以上	前年度(3,240人)以上	4,300人	-	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。(参考):平成29年度実績:3,240人
						3,240人	3,430人	/	/	/	
2	児童虐待による死亡数	心中以外58人 心中41人	平成23年度	それぞれが減少	令和元年度	それぞれが減少	それぞれが減少	それぞれが減少	-	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。「すこやか親子21(第2次)について検討会報告書」(平成26年4月「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会)において定められた数値目標である。(参考):平成29年度実績:52人、13人(それぞれ心中以外、心中)
						心中以外52人 心中13人	集計中	/	/	/	

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	民間社会福祉事業助成費補助金(昭和50年度)	0.09億円(0.09億円)	0.09億円(0.09億円)	0.09億円	—	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を行うことにより、児童委員の資質の向上を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する。また、通信制により児童福祉司の人材養成を行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の体制の充実を図るものである。	656
(2)	児童虐待防止対策費の共通経費(—)	0.3億円(0.3億円)	0.3億円(0.3億円)	0.3億円	—	児童虐待防止に係る広報啓発や、会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより、児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものである。	660
(3)	児童相談体制整備事業費(平成27年度)	4億円(0.3億円)	11億円(8億円)	2億円	—	児童相談所全国共通ダイヤル189(いちばやく)を広く一般に周知するとともに、携帯電話等からの着信については、ガイダンスではなくオペレーターが対応するコールセンター方式を運用し、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談ができるようにするものである。	661
(4)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)	158億円(63億円)	189億円(84億円)	169億円	—	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスターリング)事業、⑩乳児院等多機能化推進事業、⑪児童養護施設等体制強化事業、⑫養子縁組民間あっせん機関助成事業、⑬婦人相談員活動強化事業、⑭売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑮DV被害者等自立生活援助モデル事業⑯若年被害女性等支援モデル事業	657

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
3	子育て世代包括支援センターの整備数(アウトカム)	—	—	全国展開	令和2年度末	全国展開	全国展開	全国展開	全国展開	—	子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点
4	養育支援訪問事業の事業実施率	—	—	全国展開	令和6年度	—	—	—	—	—	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行うこととされている。これにより、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。健やか親子21(第2次)において、更なる向上のため、令和6年度までに100%の実施率を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(5)	母子保健医療対策総合支援事業	206億円(157億円)	215億円(161億円)	231億円	3	平成29年度から子育て世代包括支援センターの立ち上げに必要な職員の雇上げ等に要する経費を新たに計上している。また、同センターのガイドラインを策定した。上記のように開設準備費の充実を図り、ガイドラインを策定することにより、同センターの設置を促進する効果があると見込んでいる。	668 669 670 671 676 677 678
(6)	子ども・子育て支援交付金	1,076億円のうち数	1,187億円のうち数	1,303億円のうち数	3	子育て世代包括支援センターの運営費について、地域子ども・子育て支援事業の中の利用者支援事業(母子保健型)において補助をしている。乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業の運営費について、子ども・子育て支援交付金において補助をしている。上記のように運営費の補助を行うことで、同センターの設置や各事業の実施を促進する効果があると見込んでいる。	—

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号	
平成29年度	平成30年度											
5	里親等委託の実施(委託率)(アウトカム)	10%	平成20年度	22%	令和元年度	—	—	※	※	※	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、国においては、「概ね7年以内(令和8(2026)年度まで)(3歳未満は概ね5年以内(令和6(2024)年度まで))に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内(令和11(2029)年度まで)に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進するとされている。虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、里親等の家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。実績値:19.7%(平成29年度末現在) ※目標値については、今後、都道府県社会的養育推進計画の状況を踏まえて改めて検討するものとしている。	
6	地域小規模児童養護の実施(アウトプット)	171か所	平成20年度	390か所	令和元年度	—	—	390か所	—	—	虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となることから、良好な家庭的環境を実現するため、本体施設の支援の下で地域の民間住宅等を活用して養育を行う地域小規模児童養護施設数を指標として選定している。少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定められた数値目標である。実績値:391か所(平成29年10月1日現在)	
(7)	児童福祉施設整備費(平成17年度)	152.2億円(90.7億円)	150億円(146億円)	157億円	—	児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るものである。					651	
(8)	児童保護費等負担金(昭和23年度)	1,235億円(1,140億円)	1,266億円(1,174億円)	1,317億円	5、6	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもに対する支援の質の向上を図るものである。					655	
(9)	要保護児童対策費の共通経費(—)	0.06億円(0.06億円)	0.06億円(0.06億円)	0.06億円	—	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出することにより、虐待等を受けた子ども等に対する自治体による支援の充実を図るものである。					658	
(10)	保健福祉調査委託費(平成20年度)	0.5億円(0.3億円)	0.4億円(0.3億円)	0.7億円	—	施設内で行われているケアの現状について、詳細な調査・分析を行い、その成果を児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用してもらうことにより、保護及び支援の充実を図るものである。					659	
(11)	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費(大正8年度)	1.5億円(1.3億円)	1.4億円(1.3億円)	1.4億円	—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)の運営及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の運営に必要な経費であり、児童の自立支援及び全国の児童自立支援施設職員の養成等に資するものである。					662	
(12)	国立児童自立支援施設施設整備事業(昭和元年度以前)	0.3億円(0.3億円)	0.4億円(0.4億円)	0.4億円	—	国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に必要な施設整備を行うものである。					662	
(13)	里親制度等広報啓発事業(平成28年度)	31百万円(31百万円)	0.6億円(0.6億円)	0.7億円	—	児童相談所より委託を受けて社会的養育が必要な子どもの養育を行う里親制度・特別養子縁組制度について、民間等のノウハウを活用し、ポスター・リーフレットの作成やテレビ・新聞などマスメディアを活用するなど広報啓発を行い、里親制度・特別養子縁組制度の普及を図ることにより、里親への委託等を推進するものである。					663	
(14)	養子縁組民間あっせん機関職員研修事業(平成30年度)	—	0.2億円(0億円)	0.2億円	—	民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、子どもの最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施することにより、職員の人材育成を図るものである。					666	
(4)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)(再掲)	158億円(63億円)	189億円(84億円)	169億円	5、6	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養育自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスターリング)事業、⑩乳児院等多機能化推進事業、⑪児童養護施設等体制強化事業、⑫養子縁組民間あっせん機関助成事業、⑬婦人相談員活動強化事業、⑭売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑮DV被害者等自立生活援助モデル事業⑯若年被害女性等支援モデル事業					657	

達成目標4について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
7	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数(アウトプット)	集計中	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(32,403件)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定し、前年度実績を上回ることを目標としている。実績値:32,281件(平成29年度)(平成30年度実績は集計中)
達成手段4		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(15)	婦人保護事業費補助金(昭和22年度)	13億円(11億円)	13億円(11億円)	13億円	—	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うことにより、支援の実施、体制の整備等の促進を図るものである。					652
(16)	婦人相談所運営費負担金(平成14年度)	0.2億円(0.1億円)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円	—	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担することにより、相談、保護及び支援体制の整備の促進を図るものである。					653
(17)	婦人保護事業費負担金(昭和31年度)	10億円(9億円)	10億円(9億円)	9億円	—	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。					654
(4)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)(再掲)	158億円(63億円)	189億円(84億円)	169億円	7	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスターリング)事業、⑩乳児院等多機能化推進事業、⑪児童養護施設等体制強化事業、⑫養子縁組民間あつせん機関助成事業、⑬婦人相談員活動強化事業、⑭売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑮DV被害者等自立生活援助モデル事業⑯若年被害女性等支援モデル事業					657
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度						
		予算の状況(千円)	当初予算(a)		292,835,406	320,625,226	324,636,816				
			補正予算(b)		9,027,984	0					
			繰越し等(c)		2,700,891	0					
			合計(d=a+b+c)		304,564,281	320,625,226	324,636,816				
		執行額(千円、e)				272,120,904					
執行率(%、e/d)				89.3%							
関連税制		-									
施策に關係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日	關係部分(概要・記載箇所)				
		①「世界一安全な日本」創造戦略(犯罪対策閣僚会議決定) ②「少子化社会対策大綱」(閣議決定) ③すくすくサポート・プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定) ④第4次男女共同参画基本計画(閣議決定) ⑤第3次犯罪被害者等基本計画(閣議決定) ⑥ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ⑦自殺総合対策大綱(閣議決定) ⑧児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑩児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑪「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)				①平成25年12月10日 ②平成27年3月20日 ③平成27年12月21日 ④平成27年12月25日 ⑤平成28年4月1日 ⑥平成28年6月2日 ⑦平成29年7月25日 ⑧平成30年7月20日 ⑨平成31年2月8日 ⑩平成31年3月19日 ⑪令和元年6月19日	①Ⅲ5(1)③ 児童虐待対策の推進 ② 5年間を目標(平成31年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施する ・小規模グループケアのか所数 1,870か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 390か所 ・里親等委託率 22% ③Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト ④Ⅱ 第7分野 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ⑤Ⅴ第2 2(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ⑥3.(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備 ⑦7.(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援 ⑧児童虐待防止対策の強化に向けて「緊急に実施する重点施策」「児童虐待防止のための総合対策」を取りまとめた。 ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に係る事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。 ⑩児童虐待防止対策のための制度改正や、これまでの取組の実施について改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図る。 ⑪児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。				